

案件名

「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正の考え方（素案）及び同基金の活用方針（素案）」について

本案件について市民の皆さまのご意見を募集します。

👑 案件のポイント

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金については、開発行為等により年々減少する市内の緑地を、市が取得する必要があると判断した場合、その原資に充てることを主な目的として、昭和 63（1988）年 3 月に「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例」（以下、「条例」とします。）を制定し、設立したものです。

近年、みどり行政を取り巻く環境が大きく変化してきていることから、基金を有効に活用し、みどり行政を着実に推進させることができるよう条例の改正及び同基金の活用方針についての考え方をまとめたものです。

👑 ご意見の募集期間

令和 4 年 1 月 25 日（金）～令和 4 年 2 月 27 日（火）

パブリックコメントとは、市が計画等を策定する際にその内容を公表し、市民の皆さんから寄せられたご意見を考慮して、計画等の決定をしていくものです。

お問い合わせ：都市部景観みどり課みどり担当

電話 0467-82-1111（代表）

茅ヶ崎市



茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正の考え方（素案）及び同基金の活用方針（素案）について

茅ヶ崎市緑のまちづくり基金（以下「基金」とします。）については、開発行為等により年々減少する市内の緑地を、市が取得する必要があると判断した場合、その原資に充てることを主な目的として、昭和 63（1988）年 3 月に「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例」（以下、「条例」とします。）を制定し、設立したものです。

近年、みどり行政を取り巻く環境が大きく変化してきていることから、基金を有効に活用し、みどり行政を着実に推進させることができるよう条例の改正及び同基金の活用方針についての考え方をまとめたものです。

1 条例改正の考え方（素案）について

今般の改正では、基金の処分を規定している第 5 条を改正します。

改正前の条例は、基金を処分するときの要件を限定的に掲げていましたが、改正後の条例では、基金の設置目的を推進するための事業の経費に充てる場合に限り処分できるとします。

改正の方向性（目的規定型）	改正前（各号列記型）
<p>（処分）</p> <p>基金は、基金の設置目的を推進するために必要な事業の経費に充てる場合に限り、処分することとします。</p> <p>（最終的な文言表現については法制部局と調整します。）</p>	<p>（処分）</p> <p>第 5 条 基金は、次の各号の 1 に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) 良好的な自然環境を形成している緑地の取得費に充てるとき。</p> <p>(2) 取得した緑地の維持管理費に充てるとき。</p>

【考え方】

基金を設置する目的は、条例第 1 条で「本市に存する緑地を市民共有の財産として保全するため」と規定しており、積み立てた基金を取り崩すときは、これらの施策を推進する事業の経費に充てる場合に限るものとします。

本市において、「緑地」とは、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 3 条第 1 項に規定されている「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているもの」と同様のものと捉えます。

改正前の条例では、本則を定め、処分することができる要件を各号列記により規定していましたが、基金の有効的活用を図り、みどり行政をより一層推進するため、緑地の取得及び維持管理以外の事業にも基金を充てることができるものとします。

そこで、基金の充当に関する考え方を示し、今後における基金の活用方針とします。なお、基金の活用方針は、将来にわたってみどり行政を取り巻く情勢に応じて変更する可能性がありますが、変更をするときは、市の財政的状況、社会情勢などを総合的に検討しつつ、市の附属機関である「茅ヶ崎市みどり審議会」に意見を求めるなどの手続きを経て行います。

2 基金の活用方針（素案）について

基金を充当できる事業であるかどうかの判断をするにあたり、一定の方針を定める必要があるため、基金の設置目的である「本市に存する緑地を市民共有の財産として保全する」ための事業として、緑地の取得、維持管理及び調査に関する事業を基本とし、次の考え方により運用・活用します。

なお、これらの事業を実施するにあたり、市の一般会計予算や国の交付金をはじめとした他の財源を確保することを優先的に考え、基金はその不足分を補う補助的なものであることを念頭に置いた上で活用を図ります。

（1）緑地の取得について

基金を設立した当時の考え方を引き継ぎ、良好な自然環境を形成している緑地の取得費に充てます。基金を充てて購入する緑地であるかの判断については、その緑地が有する環境保全機能、レクリエーション機能、防災・減災機能及び景観形成機能を発揮できるかどうかを踏まえつつ、表1の観点から総合的に判断することとします。

基金を活用して取得する緑地の具体的な想定としては、みどりの保全条例第16条に基づき指定されている「保存樹林」または、都市緑地法第55条第1項の規定に基づき指定した「市民緑地」を、公園・緑地等の公共空地として利活用できると市が判断した場合などが該当します。

緑地の取得に向けた意思決定については、景観みどり課が事案を受けた課かいの要請を受け、表1の緑地が有する機能に着目し、関係する課かいから意見聴取を行い、みどり審議会等に意見を聴いた上で、市の意思決定を行い、市議会へ諮るものとします。

表1 【緑地が有する機能】

機能		観点
環境保全	生きものの生育・生息の状況と生態系ネットワークから評価	<ul style="list-style-type: none">① 一団としてまとまった樹林群となっているか。② 樹林、草地、水辺など複数の環境があるか。③ 生きものの移動経路として重要な場所か。④ 自然環境評価調査における指標種が数多く確認されているか。
レクリエーション	公園・緑地の設置の考え方やオープンスペースの設置状況から評価	<ul style="list-style-type: none">① レクリエーション空間が不足している地域か。② 周辺からのアクセスや誘致距離に公共施設、保育所及び介護施設等は立地しているか（街区ごと）。③ 対象地周辺に同規模の敷地を有する空き地、広場など代替となる場所がない。④ 良好なみどりを有しているか。

防災・減災	被害想定、地域危険度から、防災性や災害時の拠点としての評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域のいずれか1つに該当するか。 ② 延焼クラスターの防止効果が期待できるか。 ③ 震災時の道路閉塞の防止効果が期待できるか。 ④ 地域の災害時の拠点となっているか。
景観形成	景観計画における位置づけや文化的な面から評価	<ul style="list-style-type: none"> ① 景観ポイント、ベルト、拠点のいずれかに該当し、みどりから景観形成の考えが示されているか。 ② 眺望点からの眺望方向の範囲にあるか。 ③ 旧別荘地、寺社林など歴史・文化的な資源となり得るか。 ④ みどりを創出することで、地域のシンボルとなる空間になるか。

【表1の補足】

この表は、緑地を購入の判断をする場合の目安となるものです。緑地が有している機能ごとの観点①から④に該当するかしないかを判定するか、または、点数化して、一定の点数を獲得したものを購入すると客観的に決められるものではないと思われるため、対象となる緑地を評価するにあたっての見方の基準となるものです。

(2) 緑地の整備及び維持管理について

基金を設立した当時の考え方を引き継ぎ、緑地の維持管理費に充てるものとします。また、「市民緑地」や「保存樹林」を、緑地・公園等の公共空地として整備する際の施設整備が必要になったときの初期投資などが考えられます。基金を充てることができる緑地・公園等の施設整備の具体例としては、①園路又は広場、②景観保全のための間伐・植栽、③修景施設、④休憩所、ベンチその他の休養施設及び⑤門、さく、照明施設、水道その他の管理施設などを想定しており、日常的な緑地・公園の維持管理行為に充てることは想定しておりません。

また、特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備についても、基金を充てることができるものとします。

具体的には、①防火施設、②土砂崩壊防止施設、③防火・病虫害防除維持管理上の道路、④立入防止柵、標識等の管理施設、⑤散策路、⑥ベンチ、⑦休憩所、⑧公衆便所、⑨解説板、⑩駐輪場及び⑪水質保全のための水辺周辺施設などの施設整備が該当します。

(3) 緑地の調査について

緑地の保全にあたり、その前提として市内の自然環境の現状など必要な情報を収集するための調査活動が必要となります。

緑地には、環境保全、レクリエーション、防災・減災及び景観形成のそれぞれの機能があり、それらを評価する必要があるため、市内の生物多様性の状況や緑地の調査のための事業に充てることができるものとします。

基金を活用する緑地の調査の具体的な想定としては、自然環境評価調査が該当します。この調査は、自然環境の観点から市内のどこが重要で優先的に保全すべき場所か、客観的に理解できる分かりやすいものであると同時に、今後の市の自然環境保全

施策の立案・実施に活用するものです。調査は、概ね5年に一度実施しており、平成15（2003）年度以降、1回の調査に3年をかけ、これまでに3回実施しています。直近の調査は27（2015）年度から29（2017）年度にかけて行われました。

調査の結果は、みどりの基本計画を改定するときの基礎資料及び数値目標となり、また、関連する施策が多く位置づけられている「茅ヶ崎市環境基本計画」の指標としても位置付けられています。

3 今後のスケジュールについて

改正条例の施行までの今後のスケジュールは次のとおりです。

なお、項番2でお示した活用方針については、改正条例の施行と同時に適用します。

日程	内容
令和4年11月25日から 12月27日まで	パブリックコメント募集期間
令和5年 1月中旬	パブリックコメントの意見集約及び結果の公表
1月下旬	例規審査会
3月	市議会への改正条例の提案（令和5年第1回定例会）
4月1日	改正条例及び活用方針の施行

以上

参考資料一覧

- ・参考資料1 緑基金の現状について
- ・参考資料2 緑基金の活用方針の検討過程
- ・参考資料3 茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正について（答申）
- ・参考資料4 茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例（現行）

1 緑基金の現状について

緑基金の残高の推移は表1のとおりで、令和3（2021）年度末の残高は約3億8600万円となっています。また、今後の積み立ては、ふるさと納税や寄附金による年額100万円程度及び数万円程度利息を例年見込んでおります。

【表1 緑基金を取り崩した時の内容及び取り崩した額】

年度	取り崩した時の内容	取り崩した額(※)	取り崩し後の残高
平成4(1992)年度～8(1996)年度	松が丘緑地を取得 (約3,095m ²)	約15億6600万円	約6800万円
21(2009)年度	松浪緑地を取得 (約960 m ²)	約1億6200万円	約4億1100万円
24(2012)年度	清水谷（特別緑地保全地区、以下同じ。）の一部を取得 (約958 m ²)	約1300万円	約4億3700万円
25(2013)年度	清水谷地内の擁壁工事	約900万円	約4億5000万円
28(2016)年度	赤羽根字十三図周辺（特別緑地保全地区、以下同じ。）の一部を取得 (約1,524 m ²)	約1500万円	約4億5000万円
29(2017)年度	赤羽根字十三図周辺の一部を取得 (約2,104 m ²)	約1500万円	約4億3700万円
30(2018)年度	赤羽根字十三図周辺の管理用地の整備	約3300万円	約4億500万円
令和元(2019)年度	清水谷、赤羽根字十三図周辺の一部を取得 (約290 m ² 、約580 m ²)	約1200万円	約3億9400万円
3(2021)年度	赤羽根字十三図周辺の一部を取得 (約1330 m ²)	約1100万円	約3億8600万円

※土地を取得するときは、国からの交付金を受ける場合があるため、緑基金を取り崩した額は土地の取得額と一致しません。

2 森林環境譲与税及び森林環境譲与基金について

森林環境譲与税の使途は、森林の整備に関する施策及び森林の整備の促進に関する施策に制限されています。市では、特別緑地保全地区（清水谷及び赤羽根字十三図周辺）及び重要な自然環境が残された区域（コアマップ対象地区）等の森林の維持管理に利用し、残額を毎年度「森林環境譲与税基金」に積み立て、特別緑地保全地区の用地取得及び森林の維持管理に活用する予定です。

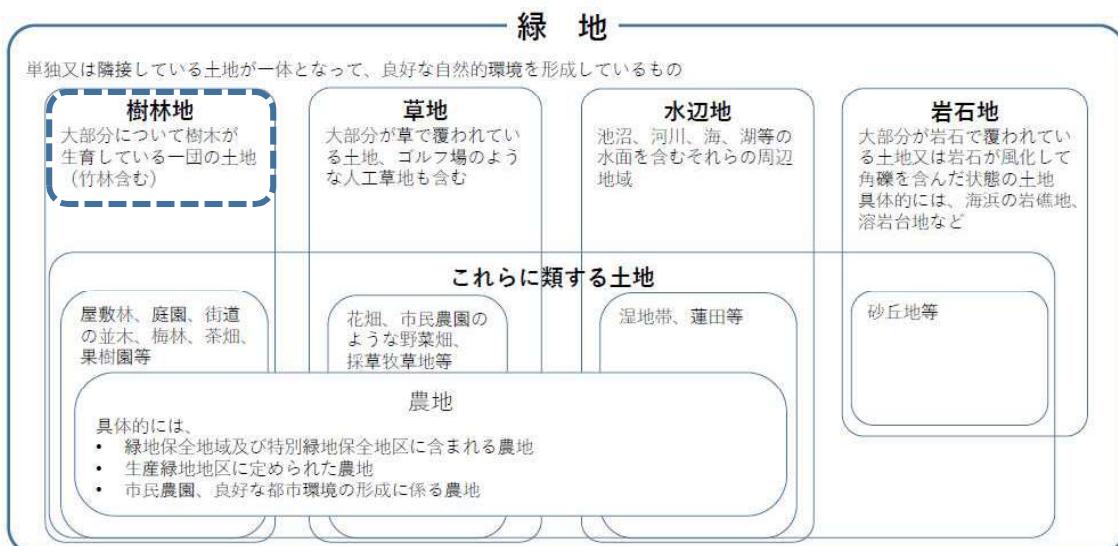
令和4（2022）年度及び5（2023）年度は、約2501万円、6（2024）年度以降は、約3063万円が譲与される予定です。森林環境譲与税及び森林環境譲与基金の残高の推移は表2のとおりです。

【表2 森林環境譲与税の活用状況及び森林環境譲与基金の残高の推移】

年度	活用状況	基金残高
令和元(2019)年度	譲与税（歳入 911万円） 基金へ積み立て（911万円）	911万円
2(2020)年度	譲与税（歳入 1936万円） 市民の森ツリーハウスの建て替え修繕 (歳出 約 1149万円) 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区及び コアマップ対象地区の保全整備 (歳出 約 206万円) 基金への積み立て（約 580万円）	約 1491万円
3(2021)年度	譲与税（歳入 約 1953万円） 清水谷の保全管理及びナラ枯れ対策 (歳出 約 227万円) 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区及び コアマップ対象地区の保全整備 (歳出 約 71万円) 基金への積み立て（約 1654万円）	約 3145万円
4(2022)年度 見込み	譲与税（歳入 約 2501万円） 清水谷の保全管理及びナラ枯れ対策 (予算額 180万円) 赤羽根字十三図周辺特別緑地保全地区及び コアマップ対象地区の保全整備 (予算額 206.8万円) 基金への積み立て（予算額 2115万円）	約 5261万円 (見込み額)

3 両基金を活用して取得が可能な緑地の概念図

下図のうち樹林地（森林）のみが、森林環境譲与税基金を活用して取得できる緑地。



緑基金の活用方針の検討過程

1 これまでの検討過程について

緑基金を活用して取得する緑地の考え方については、緑基金の設立当初は、市街地の緑地を想定していたにも関わらず、基金の残高の関係から特別緑地保全地区を中心とした北部地区の緑地を優先的に取得するように考え方が変化した経緯があります。

平成24年度以降、自然環境評価調査の市民調査員、市民団体、茅ヶ崎市みどり審議会などと意見交換を重ね、活用方針^Aの方向性がまとまったところ、令和元年に国において森林環境譲与税制度が導入され、特別緑地保全地区については同基金を財源とすることが可能となったことから、市街地の緑地取得や緑地の調査などに活用できるように活用方針を定めるものです。

なお、みどり審議会及び市民団体との検討の過程において出された論点は、おおむね次のとおりです。

- ① 市が取得すべき緑地をあらかじめ決めておく必要があるか。
- ② 市北部の緑地を優先して取得するか、それとも、市街地の一定規模以上の面積の緑地を取得するか。
- ③ 基金の残高が限られているなかで、地価が高い市街地の緑地に基金を充てるよりも、市北部の緑地に充てた方が広い面積の緑地を取得できる。
- ④ 市街地の緑地については、開発による緊急性が高いという理由で、優先的に基金が使われてしまうので、除外してもよいのではないか。
- ⑤ 都市緑地法に定めた特別緑地保全地区内の緑地を優先して取得すべき。
- ⑥ 条例第5条に規定されている「良好な自然環境を形成している緑地」とは具体的にどのような緑地を示すのか。
- ⑦ 基金は、国の交付金や補助金の対象とならない市独自の取り組みにより取得する緑地の取得や予算の確保が難しい調査等に充ててみてはどうか。

また、これまでの検討過程における活用方針の案の変遷は次表のとおりです。

^A 検討していた当時は、「ガイドライン」、「処分指針」や「要綱」など呼称が用いられていたが、「活用方針」と統一した。

【緑基金の活用方針案の変遷】

●第一段階 24年11月の当初の案	●第二段階 25年9月の案（25年度第2回みどり審議会に提示）	●第三段階 30年1月の案（29年度第2回みどり審議会に提示）
<p>取得する土地の方向性</p> <p>① 第一優先 自然環境評価調査の結果により、自然環境上特に重要な7つの地区のうち公有地化されていない地区（行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三図）特に、清水谷は特別緑地保全地区に指定したので、最優先とする。</p> <p>② 第二優先 みどりの保全・再生を重点的に進める地区計画（特別緑地保全地区の指定候補地及び湘南海岸保全配慮地区）の中の保存樹林、借地公園及び緑地で保全の必要性が高い場所とする。ただし、湘南海岸保全配慮地区は地価が高いため、残高との調整が必要となる。</p>	<p>取得する土地の方向性</p> <p>① 第一優先 特別緑地保全地区（清水谷） ※都市緑地法第17条に規定されている買取要請に対して義務的に対応する。</p> <p>② 第二優先 特別緑地保全地区指定対象候補地及びコア地域（赤羽根字十三図、甘沼長谷、行谷、赤羽根斜面林）</p> <p>③ 第三優先 市街地にある500m以上のまとまったみどり ※特に地区的指定を行わず、その都度の案件によって取得を検討する。</p>	<p>取得する土地の方向性 緑基金の処分の対象とする「良好な自然環境を形成している緑地」については次の各号のいずれかに該当するものとする。（優先順位を設けず）</p> <p>① 特別緑地保全地区 ② 特別緑地保全地区の候補地 ③ 茅ヶ崎市自然環境評価調査において、特に重要度が高い自然が残っている地区（コア地域）</p>

2 近年の経過について

（1）みどり審議会の答申及び市民アンケートの実施

条例の一部改正及び活用方針の検討については、令和2年度にみどり審議会の議題として取り扱い、審議を重ね、令和4年7月26日に答申^bを受けており、条例改正の方向性と活用方針の考え方について、賛同をいただいております。

また、市民参加については、同年2月1日から28日までの間に市ホームページを通じた意見募集を行い、賛成する旨の意見が1件ありました。

日付	活動内容
令和2年3月18日	「令和2年度第2回みどり審議会」において、緑基金のあり方について検討を始める。
3年10月29日	「令和3年度第1回みどり審議会」において、条例の一部改正について諮詢する。
4年2月1日から28日まで	条例の一部改正について、市民意見を募集。意見は概ね賛同という意見が1件寄せられる。
3月15日	「令和3年度第2回みどり審議会」において、条例の一部改正及びその解釈について協議する。
7月26日	「令和4年度第1回みどり審議会」において、条例の一部改正について答申が出る。

（2）答申の内容に対する活用方針の反映

活用方針（素案）を定めるにあたり、答申の内容を次のとおり反映させています。

ア 取得する緑地の解釈について

^b 答申書は参考資料3参照。

【答申の概要】

緑基金を充てて取得する緑地の解釈について、過去の審議会においても議論を重ねたものの明確になっていない状況であり、一定の考え方を示す必要がある。「みどり」が有している4つの機能が発揮できる公共空地として利活用できる土地であれば購入できるよう方針を定める必要がある。

→ 活用方針（素案）への反映

資料項番2(1)のとおり、市街地の緑地を購入することを想定する。その判断のために、表1の緑地の機能ごとの観点を設ける。

イ 緑地の維持管理について

【答申の概要】

民有地であっても、市が公共空地として整備する際の費用にも充てられるようにし、市民緑地の整備を推進する。特別緑地保全地区にあっても、大規模な整備が必要な場合に基金を充てる。

→ 活用方針（素案）への反映

資料項番2(2)のとおり、市民緑地の整備及び特別緑地保全地区の大規模な改修などに緑基金を充てる。

ウ 自然環境評価調査に緑基金を充てることについて

【答申の概要】

生物多様性基本法でも、市は、生物多様性の保全のために、地域の実情に応じた施策を実施する責務がある。自然環境評価調査をはじめとした、みどり行政を推進する上で基礎となる重要な調査及び研究に係る事業に充てることについては、妥当である。

→ 活用方針（素案）への反映

資料項番2(3)のとおり、自然環境評価調査を想定しつつ、緑地の機能を測るために調査に緑基金を充てる。

4茅み審 第1号
令和4年7月26日

茅ヶ崎市長 佐藤 光 様

茅ヶ崎市みどり審議会
会長 一ノ瀬 友博



茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正について(答申)

当審議会は、令和3年10月20日付け3茅景み第281号により諮詢を受け、令和3年度第2回茅ヶ崎市みどり審議会(以下「第2回みどり審議会」とします。)において審議を行いました。

審議の結果、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例(以下、「条例」とします。)の一部を改正することについて、市のみどり行政を推進するために、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金(以下、「基金」とします。)を有効に活用する必要性が認められることから、条例の一部を改正する方針について賛同します。

また、第2回みどり審議会において、基金の活用について、概ね次のとおりの意見があつたので、これらのことと踏まえて基金を運用するようにしてください。

今後、茅ヶ崎市が、この答申の内容を踏まえ基金を有効に活用し、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」に掲げているみどりの将来像「人と生きものが共生するみどりのネットワークづくり」が実現されることを期待します。

1 取得する緑地の解釈について

現行の条例で基金を充てて取得することができるとされている「良好な自然環境を形成している緑地」の解釈について、過去の審議会においても議論を重ねてきましたが、明確になっていない状況ですので、どのような緑地に対して、基金を充てて取得できるのか、一定の考え方を示す必要があると考えます。

基金を活用して購入する土地については、「みどり」が有している環境保全機能、レクリエーション機能、防災・減災機能及び景観形成機能を発揮できる公共空地として利活用できる土地でなければならないと考えますので、この考え方を前提とした検討を行ってください。

例えば、都市緑地法(昭和48年法律第72号)に規定がある「市民緑地」や、茅ヶ崎市の「保存樹林」を公園・緑地等として利活用できると茅ヶ崎市が判断した土地を購入する場合に、基金を充てるなどの考え方を示しておく必要があると考えます。

2 緑地の維持管理について

緑地の維持管理に充てるときに基金を活用できるとされているところですが、今後、「市民緑地」制度の利用促進のため、茅ヶ崎市が所有していない土地を、公共空地として整備する際の整備費用に充てられるようにしておくと、より「市民緑地」の整備を進めやすくなると考えます。

また、特別緑地保全地区内の土地を自然環境の保全のために土砂崩落防止や柵の設置な

ど大規模な工事が必要となった場合、基金を活用できるようにしておくことで、みどりの保全、再生が促進できると考えます。

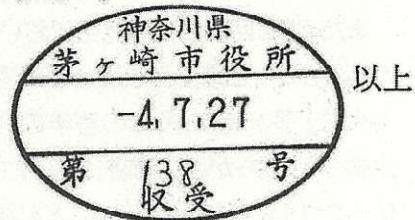
3 自然環境評価調査に基金を充てることについて

諮問では、基金を「茅ヶ崎市自然環境評価調査」のほか、みどり行政を推進する上で基礎となる重要な調査及び研究に係る事業に充てることができるようにしたいとのことでしたので、この方針については妥当であると考えます。

生物多様性基本法(平成20年法律第58号)では、地方公共団体が生物多様性の保全のために、地域の実情に応じた施策を実施する責務を有するものとされており、茅ヶ崎市が行う自然環境評価調査は、市内の生物多様性の状況を継続的に監視することで、施策の効果を把握したり、状況の変化等を把握したりする上で、重要なものと考えます。

4 条文の構成等について

諮問では、他の市町村の都市緑化基金の条文の構成を比較し、現行の条例は、「イ 各号列記型」に該当するということは理解しましたが、今般の改正により、この条文の構成のまとまるのか、また、基金の名称や目的及び設置の規定まで改正が及ぶのかどうか等、法制執務の観点については、市の法制部局と調整の上、検討を進めてください。



○茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例（現行）

昭和 63 年 3 月 30 日
条例第 2 号
改正 平成 30 年 3 月 28 日条例第 19 号

（目的及び設置）

第 1 条 この条例は、本市に存する緑地を市民共有の財産として保全するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定に基づき、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理及び処分について、必要な事項を定めることを目的とする。

（積立て）

第 2 条 基金として積立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

- (1) 予算で定める積立金
- (2) 基金の趣旨に添う寄付金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（处分）

第 5 条 基金は、次の各号の 1 に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 良好的な自然環境を形成している緑地の取得費に充てるとき。
- (2) 取得した緑地の維持管理費に充てるとき。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 19 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

【パブリックコメント記入用紙】

「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正の考え方（素案）及び同基金の活用方針（素案）」に対するご意見を募集しています。

◆応募資格

- ①茅ヶ崎市内在住の方
- ②茅ヶ崎市内在勤・在学の方、茅ヶ崎市内で事業活動等をされている方、茅ヶ崎市に納税されている方

◆実施期間

令和4年11月25日（金）～令和4年12月27日（火）

◆応募方法

この用紙を、郵便・信書便又はファクシミリで送付するか、本資料配布場所の「ご意見募集箱」にお入れください。なお、市のホームページや携帯電話からアクセスできる携帯版ウェブサイトからもご応募いただけます。

①郵便・信書便の送付先 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市 都市部 景観みどり課 みどり担当

②ファクシミリの送付先 0467-57-8377

③配布場所での提出先 この資料を配布している次の窓口の「ご意見募集箱」にお入れください。

市役所本庁舎3階景観みどり課、本庁舎1階市政情報コーナー、市民活動サポートセンター、辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所、茅ヶ崎駅前市民窓口センター、萩園市民窓口センター、小出支所、男女共同参画推進センターいこりあ、保健所、市立病院、小和田公民館、鶴嶺公民館、松林公民館、南湖公民館、香川公民館、青少年会館、茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス、図書館

- ④・市ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/public/index.html>
・(携帯版)市ホームページ <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/public/index.html>



茅ヶ崎市HP

◆提出いただいたご意見の取り扱い

○提出いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類した上で、ご意見及びこれに対する茅ヶ崎市の考え方とともに令和5年1月中旬に公表いたします。

○ご意見の公表の際には、ご意見の内容以外のご住所、お名前、団体名などは公表いたしません。

○個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

○案件と関係のない意見につきましては非公開とし、ご意見及びこれに対する茅ヶ崎市の考え方は公表いたしません。

【ご意見記入欄】

※この記入欄に書ききれない場合は、別紙を添付又は裏面をご利用ください。

ご住所 :

お名前又は団体名 :

年齢(○で囲んでください) : 10代以下 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上

(茅ヶ崎市内在住でない方のみ)

勤務先、学校名、事業活動等の内容等 :

※ご住所・お名前又は団体名、勤務先等（市外在住の場合のみ）のご記入をお願いいたします。
ご記入のないものについては、受け付けできないことがありますのでご注意ください。

パブリックコメントにご協力いただきありがとうございました。

お問い合わせ : 茅ヶ崎市都市景観みどり課みどり担当 電話 0467-82-1111(代表)

【ご意見記入欄】